

2015年8月12日

各 位

会社名 ソニー株式会社
代表者名 代表執行役 平井 一夫
(コード番号 6758 東証 第1部)
問合わせ先 財務部 VP 村上 敦子
(TEL:03-6748-2111(代表))

第三者割当増資における発行新株式数の確定に関するお知らせ

ソニー株式会社(以下「当社」といいます。)は、2015年6月30日付の代表執行役 社長 兼 CEOの決定による第三者割当による新株式発行に関し、割当先より発行予定株式数の全部につき申込みを行う旨通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 発行新株式数	4,800,000株 (発行予定株式数4,800,000株)
(2) 払込金額の総額	15,741,312,000円 (1株につき3,279.44円)
(3) 増加する資本金の額	7,870,656,000円 (1株につき1,639.72円)
(4) 増加する資本準備金の額	7,870,656,000円 (1株につき1,639.72円)
(5) 申込期間(申込期日)	2015年8月17日(月)
(6) 払込期日	2015年8月18日(火)

<ご参考>

1. 上記の第三者割当増資は、2015年6月30日付の代表執行役 社長 兼 CEOの決定によって、公募等による新株式発行及び当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)ならびに130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(社債間限定同順位特約付)と同時に決定されたものであります。

当該第三者割当増資の内容等につきましては、2015年6月30日に公表いたしました「新株式発行及び株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ」及び2015年7月13日に公表いたしました「株式の発行価格及び売出価格等ならびに転換社債型新株予約権付社債の転換価額等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 今回の第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,257,362,260株 (2015年7月31日現在)
第三者割当による新株式発行に伴う増加株式数	4,800,000株
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	1,262,162,260株

ご注意: この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

3. 今回の調達資金の使途

今回の第三者割当増資による手取概算額 15,669,312,000 円については、当該第三者割当増資と同日付をもって代表執行役 社長 兼 CEO が決定した国内一般募集及び海外募集による手取概算額 284,465,168,000 円と合わせ、手取概算額合計 300,134,480,000 円について、1,880 億円を 2016 年 9 月末までにデバイス分野における積層型 CMOS イメージセンサーの総生産能力を現在の約 60,000 枚/月から約 87,000 枚/月に増強する設備投資資金に、残額を 2016 年 9 月末までにデバイス分野におけるモバイル・一眼カメラ向け等 CMOS イメージセンサーの画質向上に寄与する新規画素構造や更なる高速化と高解像度を実現する積層構造の進化に関する研究開発費に充当する予定です。

なお、手取金の使途の詳細につきましては、2015 年 6 月 30 日に公表いたしました「新株式発行及び株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。